

食安食発0910第1号
平成21年9月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課食中毒被害情報管理室長

散発型集団発生食中毒の調査について

今般、二つの全国飲食チェーン店（屋号：ペッパーランチ及びステーキのどん）において提供した食事が原因食品として疑われる腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が発生しています。

については、従来より、食中毒もしくはその疑いのある事案の発生時には食中毒処理要領等に基づく対応をお願いしているところですが、散発かつ集団的に発生している食中毒患者の早期発見と被害の拡大防止に万全を期すため、特に下記にあげる事項に留意するとともに、疫学調査、食品検査等の調査状況については、その結果のみならず経過についても 迅速に食中毒被害情報管理室あてに情報提供頂くようお願いいたします。

記

1. 他の都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の管内の飲食チェーン店等に起因する散発食中毒が発生しているとの情報を得た場合にあっては、感染症担当部門と連携し、貴管内における腸管出血性大腸菌等の感染症の発生動向に十分留意すること。
2. 飲食チェーン店等における散発事例の疫学調査の実施にあっては、食中毒被害情報管理室、当該系列店の本社を管轄する都道府県等及び患者の発生している都道府県等との間で情報共有を行い、全容の把握に努めること。
3. 原因食品の調査にあっては、製造及び物流拠点を管轄する都道府県等と連携し、当該患者の喫食日から、原因と推定される食品または食材のロットの遡り調査に努めるとともに、当該ロットの在庫の検査に努めること。